

平成30年度宮崎県森林環境税活用検討委員会議事録（第2回）

日程：平成30年12月18日（火）

10:00～12:00

場所：県電ホール

発信者	内 容
佐藤委員	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ（甲斐部長）</p> <p>3 検討事項 宮崎県森林環境税と森林環境譲与税（仮称）の使途の整理について</p> <p>★質 疑 今、国の森林環境税、森林環境譲与税、そして県の森林環境税の説明がありましたが、この国の森林環境税は25年前から山間部の町村が国に対して森林を守るための財源を要望してきており、今回このような形で森林を守り、維持し、そして地域を守るという成果が出たことは大変嬉しく、また、森林環境譲与税は、国が借金をして、来年度から市町村及び県へ配分するという英断をくだしていただき、大変ありがたいと思っています。</p> <p>そのような中で県の森林環境税とのすみ分けが課題だと思っています。市町村に配分される森林環境譲与税は一般財源ですから、ある程度市町村に裁量があるわけですけど、来年度から国が施行する新たな森林管理システムがスタートします。そうすると、手入れの行き届かない森林は市町村が主体となって管理をすることになり、市町村の役割や責任が大変大きくなると思います。</p> <p>正直その辺り、私を含めて十分理解している市町村長はまだまだ少ないと思います。この点については、大変大きな制度改正と思いますので県の方でも研修等やっていただきたいと思います。</p> <p>そういう中で、公有林化については県の森林環境税から市町村の森林環境譲与税へ移行すると説明がありましたが、当然これは森林環境譲与税の使途となると思います。</p> <p>それで質問なのですが、森林整備の中で、間伐を現在県の森林環</p>

境税で実施していますが、国の公共予算の中にもあるのでしょうか。また、県税で行っている部分と重なっている部分があるのか教えてください。

日高課長

国の森林整備事業におきましては、間伐は公共事業としてあります。

また、現在、県の森林環境税を活用した間伐等につきましては、水源地や人家の上流など、非常に公益性の高い森林で針広混交林等の施業を実施しております。

佐藤委員

大変よく分かりました。市町村に間伐事業が移行するというところで、将来的にはそういうことでよろしいのではと思います。平成45年度に向けて森林環境譲与税は今後段階的に配分されますが、例えば日之影町に配分される譲与税は来年度は1700万円、平成45年度は5800万円が譲与されると伺っています。これは大きい額ですが、小さい額の自治体もある中で、通常のスギやヒノキの間伐は国の森林整備予算で対応できると思いますけど、水源地の針広混交林とかの予算などが一度に市町村の譲与税へ移行できるか、その移行の仕方の検討があるといいと思います。

どうしてこのような事を言うのかと申しますと、私はこの森林環境税や林野公共预算の要望で宮崎県代表として国へ行かせていただいている中で、森林環境税が制度化されて、通常的林野公共预算が無くなる、といいますか乗り換えられたら、結局意味が無いわけでございます。森林環境税があるから通常の前算はカットするということはおかしいということで財務省主計局あたりにも行かせていただきました、ある程度はカットされたんだろうとは思いますが。

県はそのようなことはないとは思いますが、県税についても是非市町村には森林環境譲与税が出るからもういいよねということにならないよう、県の財政へ環境森林部として働きかけていただきたいと思ひます。この森林環境譲与税は新たな制度、そして未来永劫、森林、そして中山間地域を守る制度ということを強く財政当局にも、多分おわかりだろうとは思ひますが、お願いしたいということが本日山里から出てきて申し上げたかったことです。

甲斐部長

御意見はごもつもの事と思ひます。私どもとしましてもこれまでの通常の前算については、目的がありますので、植えて育てて使うそれぞれの部門でしっかり使わないといけないと考えています。加えて今回の法律や森林環境譲与税は、森林・林業の裾野をもっと広げましようということなんです。これまで森林として手入れが届かず、機能を十分に発揮できていなかった部分に手当てをしましよ

うというものです。そこに国民の皆さんの負担で、しかも東北の震災復興の跡を引き継ぐという形となり、大変な英断をしていただいたと思っていますので、これまでとこれからの施策両方をしっかり実施していきたいと思っております。決して財源の振替であってはいけないと思っております。

福永委員

今観光などの面で大きな問題となっている心配事があります。天然の資源が囲い込まれているということです。例えば北海道の水源地とかです。新たな植民地主義じゃないかと言われ注意喚起されています。そういった中で何が大事なのか考えたときに、例えば林地台帳の整備だとかあるいは地籍の調査だと思います。宮崎県は69%と認識していますがこれでよいでしょうか。

それと、こうしたものに対し、国が今進めている森林環境譲与税の方でしっかりと負担していただきたいと思えます。

システム全体の改革も考えないといけません、例えば土地所有の権利と水源の地下水や飲料水などの資源の確保は切り離して考えるということです。日本の場合は、私的所有権が強くて、フランスもヨーロッパの中では強いのですが、エコツーリズムの旅人などと話す中では日本は収用制度というものの方がもっと強くていいという話もあり、そういうことに国の森林環境税が当たるといいと思えます。

県の税の方ですが、私はこれに賛成なのですが、しっかりと教育や人づくりをしていってほしいと思えます。

宮崎県の地籍の率は高いと思えますが四国などは40～50%程度と聞いています。このあたりをすみ分けの中で整理して、林地台帳の整備などに国の税が使えるよう県の方からも国に対して要望していただければと思えます。

日高課長

森林の管理状況ですが、国の数字では、全国の森林の約4分の1が登記簿上で所有者が不明ということになっております。また、地籍調査の全国の実施状況ですが、林地で45%となっており。宮崎県の状況は、土地全体の地籍調査の実施率が68%で、そのうち森林は67%となっております。こういった土地の管理につきまして、現在国税の細かな使途が国の方で検討されている状況ですが、土地の所有状況について直接的に税を使うことは難しいように伺っております。ただ、先ほど説明がありました間伐等の施業を進める上で所有がはっきりしていないようなものについては、使えるのではないかと検討されているところでございます。

それから、全国の森林の4分の1が所有者不明ということですが、来年度からスタートする新たな森林管理システムで、まず市町村は経営管理権集積計画を作成するため、所有者の方が自ら森林を管理

できるのかできないのかという調査を行っていただきます。それに併せまして所有者不明の森林についても調査するという事になっております。そういった調査につきましては森林環境譲与税で行いますし、膨大な作業を抱える市町村に対しては、県としましても森林環境譲与税を使って支援させていただきます。まずその手始めとして、現在県で林地台帳を作成しています。これは、県が所有している森林簿に地籍情報を反映させたものですが、それを今年度中に県内全26市町村の原案を県で作成して提供し、今後市町村に管理していただくものです。

それらの財源となります森林環境譲与税については来年4月から譲与され、新たな森林管理システムがスタートしますが、市町村の役割が大きいものですから県としましてもしっかりと支援していきたいと考えております。

鶴永委員

日本熊森協会の鶴永です。私が所属する団体は全国組織で、私は宮崎県支部なのですが、会員は全国で1万7千人くらいいて、宮崎県では500人くらいとなっています。

私たち日本熊森協会の考えですが、今の日本は人口が減少して、生活様式もすごく変わっています。地元延岡の人工林率は56%くらいと聞いていて、森林の半分以上が人工林ということなのですが、そのうちの半分くらいが放置人工林と私たちは言うております。手入れ不足ということです。これは木材価格の低迷や後継者不足が原因だと思います。20年くらいは育林をしたけど、その後はあきらめて放置したという山が相当見受けられていて、この手入れ不足の山が治水力と保水力が低下をしていると考えています。

私たちの会は、子ども達にどういう環境を残してあげられるのかというテーマで活動しているのですが、今からの人口減少と生活様式を考えたときに、今まで通りの人工林の面積を維持していくほどの需要と供給のバランスは崩れていると思います。私たちは本当に強い林業にしたいって欲しいという思いもありまして、環境のことを考える林業をやりたいって欲しいと考えています。この放置人工林をどうしていくかという問題が、一番環境に関わるテーマと考えていまして、需要と供給のバランスを考えると、今まで通りの人工林面積を維持していく必要はないのかなと考えています。

手入れ不足の問題も、林道が無いような奥地のところを林道を抜いてまで材を出すとなるとコストが合わないということで放置されている状況です。こういう標高の高いところは林業としていらなないと思っていて、天然林の方が環境的に治水力や保水力が断然上がると考えています。

再造林という話も出ていますが、伐採して裸のままは良くないと

という意見があつて再造林の要望が出たりするそうなのですが、日本熊森協会では、九州では特に宮崎県はそうなのですが、伐採跡地は、スギ・ヒノキや広葉樹の再造林をするよりも放置する、自然に任せる方が一番回復が見込めて、長い年月を経れば天然更新して、治水力や保水力に優れた山になっていくと思っています。ですので植え戻すだけでなく、自然に任せる方法もやって欲しいと思いますがその辺りは行政としてはいかがでしょうか。

福満次長

伐採後に全部再造林をしなくては行けないかということは、経済性や地形的条件などが影響すると思います。延岡市の森林は56%が人工林ということですが、それが適正かどうかというのは地質や土壌、路網などの状況を見て仕分けされると思います。森林は木材生産だけではなく、水源のかん養や土砂災害防止などの機能を併せ持っており、どの機能を優先させた方がいいのかはその地理的条件から判断されるべきとおもっておりますので、鶴永委員の仰るように、経済性が伴わない森林については、遮二無二再造林せず、天然更新に任せるというのも一つの選択肢と思います。

国の新たな森林管理システムは、部長からありましたように、手入れの行き届かない森林が多数あるということから始まっております。国は、経営が成り立つ森林が3分の1、意欲と能力のある林業経営者に委託すれば経営が成り立つ森林が3分の1、あとの3分の1の森林はどうしても経済的には成り立たないだろうと見積もっております。

一方、宮崎県は民有林の50%が森林経営計画を立てておりますので、森林の半分は基本的に所有者が自ら経営していることとなります。残りの半分は所有者による経営管理が難しいあるいは採算が成り立たない森林に分類されます。その所有者自らが管理できない半分の森林を市町村の主導によって、県もサポートしながら、所有者の意向を確認の上、採算の見込があればきちんとした林業経営者に再委託をして管理していただき、採算の見込がないような森林は針広混交林など公益性の高い森林に誘導して、市町村が経営管理していくこととなります。つまり、人工林を伐採した後、全て再造林しなくては行けないということはありませんし、経済性があるところはしっかり管理していくということについては御理解いただきたいとおもいます。

鶴永委員

採算の見込がないところの間伐に補助金が出たりすることがあるのでしょうか。

福満次長

経済性はないけれども放置したら機能が保てないところについて

は、森林環境譲与税を使いながら市町村が手入れを行うということです。

鶴永委員

針広混交林にしようとした場合、何割くらいの間伐が必要と考えていらっしゃるでしょうか。

福満次長

その現場現場で違うとは考えますが、通常は本数率で35%以下の間伐を行います。それより若干強めの間伐をして、広葉樹が侵入しやすいような状態にして針広混交林に誘導していくというのが一般的と思っております。

鶴永委員

私たちは6割くらい間伐しないと針広混交林にはならないと思っています。例えば6割間伐でしばらくいい状態を保ったとしても30年後40年後はどうなのかなど。検証はできていませんが。私たちの本部が提案しているのですが、場所によっては皆伐してあとは自然に任せるといったことが一番いい方法ではないかなど考えているところもあります。いきなりこういうことを言っても世の中から賛同が得られないということは分かっているのですが、森林環境税ということでもっと環境のことを配慮した使い方をして欲しいと考えます。再造林についてボランティア団体が広葉樹の植栽をやっていることもあると思うのですが、例えば人工林の再造林を手助けするような事業はあるのでしょうか。

日高課長

県の森林環境税については県内のボランティア団体に補助をしています。スギヒノキのような針葉樹につきましては経済的な側面が強いので、通常の国の森林整備事業で行い、県の森林環境税は充てておりませんが、針葉樹でも水源地や人家の上部にある非常に公益性の高い針葉樹林は当然存在しますので、そういった部分に助成する場合につきましては、市町村、森林所有者、森林組合で協定を結んでいただき、スギなどを植栽します。ただし、スギなら標準伐期齢が35年ですが、更にそれに10年プラスした45年間は皆伐はダメですよという厳しい協定を結んだ上で植栽するという場合には県の森林環境税を充てております。

鶴永委員

私たちは治水力・保水力を上げるためには雑木がいいと考えていますけど、人工林が悪いとは考えておりません。ただ人工林の場合はずっと手入れが行き届いてこそで、放置されるくらいなら植えない方がいいと思っています。今度の国の制度のことを言う場ではないかもしれませんが、国の税で人工林の再造林についても補助金ができるのではと思っていて、その場合、それをするなということでは

なくて、もし補助金で人工林の再造林をするなら、ちゃんと伐期が来るまで育林の計画が立っているところに限ってやって欲しいと思っています。補助金が出るからとりあえず植えたものの、補助金が切れたら放置するくらいなら最初から放置した方がいい結果になるような気がしています。そこは慎重に、伐採するまで本当に育林の計画が立っているところに限定して実施してほしいという思いです。

甲斐部長

日本の森林政策は全国の森林計画がありまして、それを受けた形で宮崎県の計画、そして市町村の計画がございます。そして最終的には所有者の立てた個別の計画に沿うことで補助金が出る訳です。

つまり、本県においても計画性のある所有者が補助金をいただいて人工林を造成していらっしゃるということになります。これからは、森林の所有者が子どもの代へ移っていく中で権利関係が分からなくなることがあるかもしれません。そういった時のために先ほど話がありました地籍であるとか林地台帳などを整理して所有者の方を明確にします。そして所有者の意向を一番大切にして、植えるのか自然に任せるのか、そういったものを十分踏まえる必要があります。そして、植える方というのは造林の計画をしっかりと立てている方ということが前提となります。

そういったことで、所有者、施業を請け負う林業事業者、市町村等と十分連携し、森林の条件に応じた今後の将来をしっかりと見極めなければならないと思っています。委員の仰る御意見は十分に理解するところでございます。

大塚委員

初めての参加ということで質問なのですが、県税の使途整理イメージのところ、県税の一部について、県と市町村の譲与税の枠組みを作り、それぞれ活動していくということなのですが、今後のそれぞれの活動について、県民への理解を得るため、どういう使い方をしていきますとかどのように周知を図るつもりかお尋ねします。

それと、市町村の事業の枠組みを作ると思うのですが、それについて、県としてどのようにサポートしようとしているのか計画がありましたら教えていただきたい。

美戸室長

使途の公表についてですが、佐藤委員も仰ったように森林環境譲与税は自治体に一定の裁量があります。ただし、目的財源なので間伐など森林整備の促進に関するものしか使えないということになりますので、これは全国的に国が使い途を調査しまして、それを公表すると考えているようでございます。

一方、県の森林環境税については毎年この検討委員会で御説明し、県民の方にはパンフレットなどで御説明したり、ボランティアで補

助を行う活動では、その箇所に税を活用している旨の看板を設置したりするなどの周知をしています。

元々森林ボランティアなどの活動をされている方には浸透しているのですが、それ以外の方は例えば新聞広告などを行ってもなかなか浸透しにくいと感じているところですので、そういったところは県でどういった公表の仕方が効果があるのか検討してきたいと考えております。

日高課長

県の市町村への支援でございますが、市町村は来年度から法律により林地台帳を備えないといけませんので、県が現在の森林の情報に地籍情報などの正確なデータを落とした上で来年3月までに提供します。ただ、そこからまた施業をしたりしますと、例えば山を伐った植えた、所有者が変更になった、などについては正確に更新していかないと林地台帳の精度が保たれません。県の方では各地域に自治体や林業団体で組織する山会議を作っておりますので、この山会議を通じて林地台帳の精度向上に取り組んでいくこととしています。また、市町村においては、森林・林業の専門職の方はそう多くはいませんが、来年から林業関係の業務が増えますので、林業などに詳しいアドバイザーなどの斡旋、また国の事業を活用した担い手の確保についても支援していききたいと考えております。

それから、来年度から新たな森林管理システムが始まると、市町村は森林所有者に対し、これから自分で森林を管理するかどうかという調査を行うこととなります。所有者が管理できない森林については市町村が直接管理することになるのですが、その森林について、意欲と能力のある林業経営者に再委託して経営管理を行うかどうかの仕分けも行う必要があります。そこについては県や森林組合が森林施業を熟知しておりますので、今県内に8つの森林組合がございますが、その組合に関係する市町村の職員と一緒に、管理する森林の選び方やどういう施業を行って再委託をするのかなど、モデル的に実施することを検討しております。

それから、来年4月に美郷町にある県林業技術センターを拠点に林業大学校が開講します。新制度では、所有者不明の森林については市町村が公告し、所有者が分からないようであれば一定の公告期間を経て知事が裁定し、市町村が管理することを可能にする手続が法律の中に盛り込まれていますけれども、そういったことを行うに当たってはかなり専門的な法律の知識が必要になりますので、市町村職員に対する法律の専門家による研修等を林業大学校で実施していくことを検討しております。

大塚委員

大変丁寧に説明していただきありがとうございました。県民への

周知についてですが、一部だけではなく広く知らしめるためには他県の情報収集などしてやっていただくといいと思います。

中武委員

経済林については、森林整備事業等の補助金を使う、条件不利地については森林環境譲与税を使うという整理になるのですが、その場合、いわゆる市町村との協定林のようなものが増えて、協定区域については市町村が経営管理を行うことになると思うのですが、そうした時に県の森林環境税を使って森林づくりをする場所がなかなか出てこないような気がしていて、林業経営者に再委託するときの条件などを整理した方がいいと思います。

それと、林地台帳などの話もあり、山会議を使って制度構築を図るということでしたが、できたら森林クラウドなども検討いただきたいと思います。

先ほどの重複になりますが、県の森林環境税はどちらかというところと直接的な森林づくりというよりは、人づくりにシフトするのかなという気はしているのですが、森林環境譲与税の使途にも森林環境教育とかが入っていますので、兼ね合いが難しいと思うのですがその辺りをお聞かせ願えますか。

美戸室長

すみ分けについてですが、森林環境譲与税については基本的に森林整備に、県の森林環境税は森林環境の保全ということですすみ分けしておりまして、直接的に森林整備を担う方々、例えば伐採の研修や管理経営の研修などは森林環境譲与税で実施し、間接的なもの、例えばボランティアや森林環境教育などは県の森林環境税を使うということで、対象者が直接森林整備に関わるかどうかですすみ分けたいと考えております。

中武委員

分かりました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

あと、意欲と能力のある林業経営者ですが、実際に各市町村を見ると分かると思うのですが、意欲と能力はある程度持っているが、基準に届かない自伐林家の方も恐らくいらっしゃるって、そのような方々もシステムに加わる事ができる仕組みなども検討いただけないかと思います。

三重野課長

意欲と能力のある林業経営者についてです。森林経営管理制度ですが、これは他人様の山を預かって経営管理する仕組みになりますことから、県におきましては一定の規模要件を設定させていただいたところですが、自伐で頑張っている方もいらっしゃると思いますので、意欲と能力のある林業経営者とは別の支援を行っていきたいと考えております。再委託を受けて施業する方も自伐で頑張る方

も、また、ボランティアの方々などいずれも大切な方々ですので、皆さんに協力していただきながら私どもも応援していきたいと考えております。

日高課長

森林クラウドでございますが、県としましても、今後の森林情報の管理方法としては研究しているところです。来年度4月にまずは市町村が林地台帳を備えつけていただかないといけませんので森林クラウドまではいかない状況ではあります。森林情報は個人情報を含みますので、まずそのあたりを県と市町村の情報管理のあり方をまず整理して、情報セキュリティを含め林地台帳を円滑に運用する中で森林クラウドについても研究していきたいと考えております。

平木委員

樹木医の平木です。私は業務として日々樹木の手入れを行っていきまして、植えて、剪定して、手入れをして伐採するまでを業務として行っています。その立場から意見なのですが、木を植えるだけではなくて既にある立派な樹木を保護するようなことにこの森林環境税を使えないかと思えます。山だけではなく神社や集落の中にもそのような樹木はあります。その辺りはいかがでしょうか。

美戸室長

県の森林環境税を活用して、みやぎの巨樹古木活用推進事業を実施しております。県で「みやぎ新巨樹100選」として巨樹・古木100本を選んでおり、その保護やPRを行っているもので、その中には神社や民家にあるものも含まれております。

黒木課長

自然環境課です。今説明のありました巨樹古木だけでなく、県の木であるフェニックス、また市町村が認めた立派な樹木などの治療や診断についても森林環境税を使って実施しているところです。

平木委員

何百年生きている巨樹古木だけでなく、これから残していけば大切なものになるであろう樹木はまだまだあると思えます。そういったものの調査や記録もお願いいたします。切るのはあつという間ですが、そのような樹木を順番に残していけるような方策も考えていただければありがたいと思えます。よく仕事で質問される事で、「この木は危険ですか」と聞かれます。、少し手を入れることで木は残せるのですが、危ないから切ってしまうようになってしまいます。そういうことを繰り返していくと大切な木がどんどん無くなっていくのではと思ひまして、意見として言わせていただきました。

鶴永委員

初歩的な質問で申し訳ないのですが、県有林というのはあるのでしょうか。

美戸室長

はい。県有林はございます。

鶴永委員

どのくらいあるのでしょうか。

美戸室長

県内全域で約6,800haです。

鶴永委員

私たちはボランティアも行っている自然保護団体なのですが、ボランティア間伐をするために山の所有者と話をし、「このまま放置は良くないので、お金も要らない、売ったときに何%欲しいなどと言わないから手入れをさせてください。」ということもしていますが、先方から怪しまれることも多く、なかなかうまくいきません。

延岡アースデイという大きいボランティア活動があって、そこは市有林をフィールドとしていると伺いましたので、県有林を私たちのフィールドとして開放していただけたらと思いました。

私たちがどうやって間伐しているかという、手鋸でします。危なくないということと、チェーンソーを使うと保険が出なくなったりしますので、手鋸で行っています。それでも10人くらい集まれば1日20本くらい間伐できます。この作業をやることで山の事が凄くよく分かるのでやっていただいています。そういうことで県有林を開放いただけないかと思えます。

美戸室長

県北にも県有林はございます。今でも広葉樹の植栽など開放したりしていますので、また個別に御相談いただけたらと思えます。

鶴永委員

先ほど外国資本の流入の話がありました。私どもは寄附金を募って、貴重な木がたくさんある伐採されそうな山を買うトラストを行っています。日本熊森協会からこのトラストという部門だけ切り離して、トラストを専門的に行う公益財団法人奥山保全トラストを組織しました。このトラストは候補地があっても本当に難しいところがあります。皆さんに警戒されてなかなか前に進まないことが多々ありまして、例えば、徹底的に団体調査などしていただいても構いませんので、この団体は怪しいところではありませんと行政として言っただけならばトラストが進むのかなという気もしています。あと、所有者不明の山もたくさんあるということでしたので、法的に難しいとは思いますが、県が所有してもらって維持管理して欲しいとも考えます。

佐藤委員

本日は行政からは私1人の出席で、先ほどそれぞれの分野の皆さんの意見を聞いて勉強させていただきました。行政の長として国・

県の森林環境税をうまくすみ分けて素晴らしい自然としていきたい
と思います。我が町の基本理念は「自然と生きる、人と生きる、誇
りを持って生きる。」この3つで私は町政を行っています。その中
でも自然との共生というのはただ単に自然を守る、維持していただ
けではなくて、そこに人が暮らさなければ何も意味がない訳です
から、経済活動もあるわけです。再生林については場所によっては
放置のところもあるんだろうと思います。我が町においても標高800
mで道の無いところに町有林でスギの人工林があります。昔の人が
岩山の上に植えて立派な山になっていますが道が無いので経済活
動はできないことから町としては水源かん養のため残していこう
と思っています。このような中で、国の森林環境税導入はチャンス
であると思っています。今、林業は追い風ということで、美郷町
の5人のUターンの青年がNHKで紹介されました。林業も結
局それを実際に行う人がいなければ素晴らしい制度ができた
ところで何もできない訳ですから、人が我々のような中山間地
域に帰ってきて、暮らしてそして生業を持って子育てをして山
を守るといったような継続性のある山村にすれば林業も生活
の一つの手段となります。我々もですが、県も国もそれを推
進すれば、自ずと国と県の森林環境税の大きな目的が達成
されるのではないかと思います。是非そういったことを踏まえ
ながら進めていっていただきたいと思っています。

福永委員

できましたら県の森林環境税をエコツーリズムの実践に使
っていただけたらと思います。エコツーリズムというのは人を
育てていくための学びの旅ということです。これはいわゆる
観光とは少し違って、さきほど鶴永委員が仰ったように
実際にボランティアで入っていくことが学びになる
ということです。また、平木委員が仰ったように、
1本1本の木の大切さというのは里の考え方で、
里は必ずご神木のような人々が愛する木が
あります。そういうものと一緒に生きて心
を育むという考え方です。訪れて学んで
人を育てて、その世界に入りたい、加
わりたいと思うことが大事です。今、
UIJターンとか言われていますが根本
は学ぶことだと思っています。ただ単
に交流人口を増やしてもダメで、そ
うした人づくりで山村に活力が更
に増えるのではと考えます。自分の
地域に戻って同じ事を実践する人
を育てこそ次世代につながるの
ではないかと思います。

黒木委員長

一点お尋ねします。再生林は県の森林環境税、間伐等は森林環境
譲与税で行うという仕分けでよろしいのでしょうか。

日高課長

基本的には委員長が仰った状況でございます。国としては、森林
環境譲与税は公益的機能である地球温暖化防止の観点から間伐等を

推進していくということです。では再造林はどうするのかとよく質問を受けますが、現在、森林整備事業の公共事業で対応していますので、再造林については従前どおり森林整備事業で対応し、国の森林環境譲与税については間伐等を中心とした森林整備を行うといった大枠での整理でございます。

黒木委員長

例えば再造林に対して市町村が上乗せ補助をするといった場合についても森林環境譲与税は使いづらいのでしょうか。

日高課長

市町村との意見交換ではそのような御意見もございます。ただ、森林整備事業で7割近い造林補助金が出て、市町村によっては更に国と県の補助に一般財源で上乗せをしているところもありますが、その上乗せ部分に森林環境譲与税を充てるということについて、森林の造成は、基本的には個人の資産形成の側面もございます。国の森林環境税は広く国民に負担いただくということで、公益性を担保するという意味において環境的な側面が強いものであれば一概にダメということではないと思いますけれども、経済林として扱うもので、造林補助金に更に国税である森林環境譲与税を上乗せするということは、現在国が詳細を検討しているところですが厳しいのではないかと考えております。

鶴永委員

日本熊森協会は全国組織で、その勉強会のと時の話です。高千穂町で伐採跡地のトラストを実施したことがあります。伐採跡地の購入はできないと本部で言っていたのですが、宮崎の場合は伐採跡地でも自然林に戻すことができると言って購入した経緯があります。私が購入5年後くらいの写真を紹介したのですが、どのような手入れをしたらこのような自然林に戻るのかと聞かれました。何故かという、本部が兵庫県にあるのですが、そこでは、シカ害も大きいとは思いますが、伐採跡地は植林をして一本一本ネットを掛けたりしないと全く自然林に戻りません。通常、裸の山を自然に戻すということはものすごく労力を使うんです。高千穂の場合、ただ放置しただけで、そのような山はまだ沢山あります。九州でも標高の高い山はシカ害が大きいのですが、本州ではもっとそのような状況だそうです。何度も言いますが林業をするところと自然に戻すところを分けていくことに森林環境税を使って欲しいと思います。

平木委員

私は神奈川県から3年ほど前に移住してきたのですが、宮崎県では樹木や草などの伸びるスピード、生命力はずば抜けていると思います。木を切ってもすぐ樹木が生えてきます。これほどの自然の再生力、雨が多かったり日照時間が多いなどもあるのですが、こ

これは宮崎の宝だと思います。この環境を宝だと思って大切にしてい
ただきたいと思います。とにかく緑が生き生きとしていて、山肌を
見ましても本州と比べると同じ樹木でも違いますし、スギやヒノキ
などの人工林にしても違って、自然再生力を感じます。この宝
を守って県民を守っていただきたいと思います。